

議第23号

呉市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
呉市職員の修学部分休業に関する条例を次のように定める。

呉市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学
- (2) 学校教育法第115条の高等専門学校
- (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (4) 学校教育法第134条に規定する各種学校

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内で任命権者が適当と認める期間とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法に規定する修学部分休業の制度を導入するため、この条例案を提出する。